

# VIEW

## 「側カウルのガタツキ防止」対策！ 「側カウルの4隅を引っ張って確認する」で大丈夫？！ 会社は、もっと現場の声に耳を傾けるべきだ！！

9月29日、東京交番検査車両所で700系C52編成16号車のCEC部側カウル2枚が左右反対に取付けられているのが発見されました。状況は、少し大きさの違う側カウルを逆に取り付けてしまいましたが、側カウル固定金具のロックピンが突出し固定位置にあり異常が見当たらない状態でした。しかし、側カウルの位置が違うため固定金具のフックが遊んでいる状態になり強く引くとガタツキが発生するというものでした。

私たち検修サイドからすると、通常大きさの違う側カウルが取付けられるとは考えません。別の場所でも付くというのは構造上の問題があり、ロックピンの突出状態も固定位置で正常になるということが問題なのです。本来、間違っただけでカウルを取付けた場合はロックピンが固定位置に廻らないようにストッパー等を付けるなどの根本的な対策が必要です。

会社は、9月30日朝の点呼でこの事象が東京で発見されたこと。作業時には「上フック」「下フック」の掛かりをしっかりと確認することを指示しました。そして、夕方にはその対策として「作業指示第23-6号」「側カウルを取付けた際に側カウルの4隅を引っ張る（ガタツキがないことを確認する）」ことを掲出しました。この作業指示は「側カウルを左右逆に取付けても4隅を引っ張った時のガタツキで異常が発見できる」ということを意味すると思われます。しかし、編成によっては側カウルを逆に取付けても「ガタツキ」が少ない、あるいは無いこともあるという現場の声も聞かれます。

会社は、これまで側カウルの取り付け確認について、「新・これ忘れ」「重要作業ポイント」で上フックの掛かり具合とロックピンの突出状態の確認だけを指導してきました。そして管理者は、知悉度確認において「側カウルを取付ける場合は『上フック』『下フック』を確認する」と書くと「間違えです」と指導してきました。側カウルが逆に着いていたのを発見できなかったのはこれまでやってきた会社の指導が影響したのは間違いありません。

会社は、事象発見から対策まで2日という短い期間で作業指示を掲出して原因をヒューマンエラーということにかたづけようとしています。

会社は、側引戸転落防止ネットの試行の時もそうでしたが、現場社員が意見を出しても真面目に聞こうとはしません。そして、これまで同様、原因をヒューマンエラーにするために全ての責任を現場社員におしつけます。そのため根本的対策にも目を向けようとしません。

そんな会社の姿勢を正すためにみんなで声を上げていきましょう！